

氷見市ふるさと応援寄附金



**あなたの寄附で「ふるさと氷見」を応援してください！
(ふるさと納税制度の活用)**

「ふるさと納税制度」は、地方公共団体に対して寄附を行った場合、2千円を超える部分について、個人住民税のおおむね1割を限度として、所得税と住民税が控除される仕組みです。

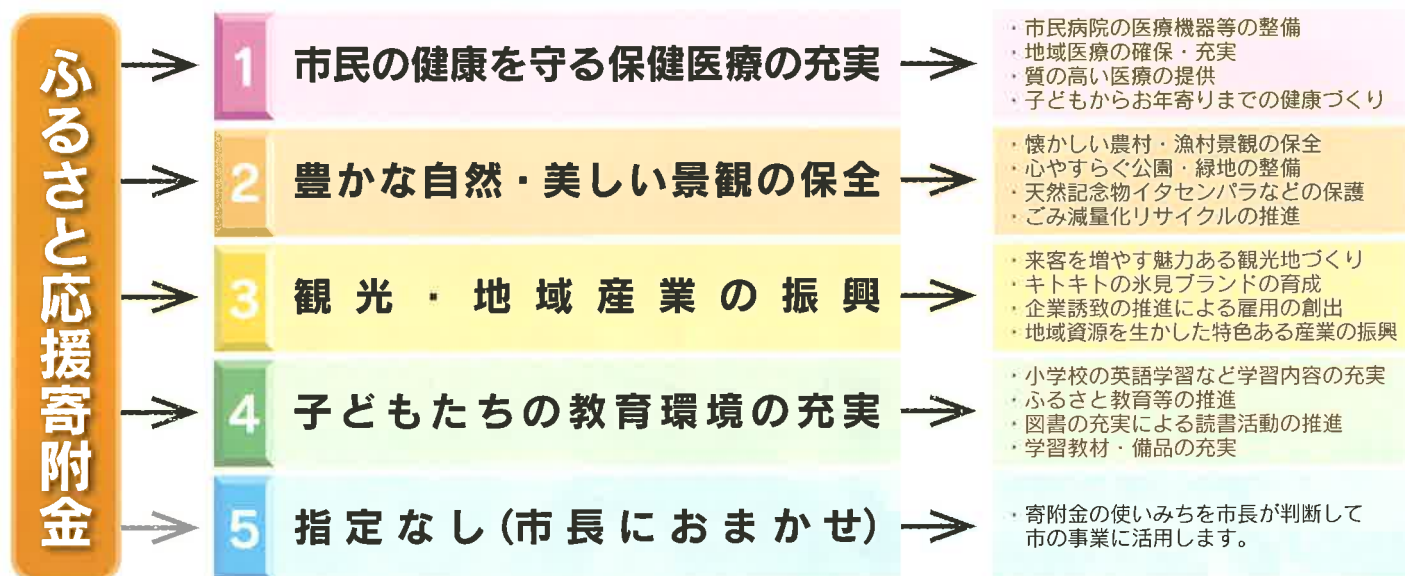
氷見市では、「氷見市ふるさと応援寄附条例」に基づき、氷見市を応援していただけるみなさまからのご寄附を活用した氷見らしいまちづくりを進めてまいります。

「生まれ故郷“氷見”に貢献したい」「大好きな“氷見”を応援したい」
みなさまのご寄附をお待ちしています。

◆ 寄附金は、次のメニューからお選びください。

< 事業メニュー >

< 活用例 >



◆ 寄附のお申込み方法について



電話、FAX、電子メールなどで下記へご連絡ください。
納付書をご自宅へ送らせていただきます。

〒935-8686 氷見市丸の内1番1号
氷見市企画政策課 企画調整担当

電話：0766-74-8011

FAX：0766-74-4004

電子メール：kikakuseisaku@city.himi.lg.jp

現金書留払いを希望される場合は、上記の住所へご郵送ください。(申し訳ございませんが、郵送料金等についてはご負担ください。)

※氷見市を騙った寄附の強要や詐欺行為には十分にご注意ください。

◆ 寄附金の控除について



寄附金の控除額計算のモデルケース

家族構成／4人家族＝本人、扶養家族(配偶者、子ども2人)
給与収入／700万円
所得税の税率／10%
個人住民税所得割額／330,000円

氷見市へ40,000円を寄附した場合

寄附金 40,000円

所得税控除	個人住民税控除	適用下限額 (控除対象外)
3,800円	34,200円	2,000円

寄附金額のうち、適用下限額2,000円を超える部分

38,000円が、所得税、個人住民税から控除されます。 自己負担分